



島根県報

平成16年 9 月28日 (金)
号外 第 101 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

| | | |
|----------------------------------|-------------|---|
| 行政権限委任規則の一部を改正する規則 | (人 事 課) | 2 |
| 島根県行政組織規則の一部を改正する規則 | (") | 3 |
| 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 | (情 報 政 策 課) | 4 |
| 島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 | (建 築 住 宅 課) | 6 |

公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第68号)

1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア クリーニング業法第 5 条第 2 項の規定による営業の届出の受理

イ 児童福祉法第27条第 9 項の規定による委託措置

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年10月 1 日から施行することとした。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第69号)

1 規則の概要

平成16年10月 1 日における安来市、能義郡広瀬町及び同郡伯太町の合併による安来市の設置、江津市及び邑智郡桜江町の合併による同町の江津市への編入並びに隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村及び同郡都万村の合併による同郡隠岐の島町の設置に伴い、位置、所管区域及び所管事務所に係る市町村等の名称を改正することとした。

2 施行期日

平成16年10月 1 日から施行することとした。

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (規則第70号)

1 規則の概要

(1) 手続等の指定 (第 3 条・別表関係)

オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等を指定することとした。

(2) オンラインによる申請等 (第 4 条関係)

ア オンラインにより申請等を行う者は、書面等により行うときに記載すべき事項等を電子計算機から入力して知事等の使用に係る電子計算機に送信しなければならないこととした。

イ 同一内容の書面等を複数必要とする申請等について、オンラインによる申請等が行われたときは、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなすこととした。

ウ 電子署名又は識別符号及び暗証符号の入力が必要な申請等の方法並びに識別符号及び暗証符号を取得するための届出の方法を定めることとした。

(3) オンラインによる処分通知等 (第 5 条関係)

- ア オンラインによる申請等に対する処分通知等をオンラインにより行うことができることとした。
- イ オンラインによる申請等に対する処分通知等以外のものは、処分通知等を受ける者が申し出たときに限り、オンラインにより行うことができることとした。

(4) 電磁的記録による縦覧等（第 6 条関係）

書面等の縦覧等に代えて電磁的記録により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法等によることとした。

(5) 電磁的記録による作成等（第 7 条関係）

書面等の作成等に代えて電磁的記録の作成等を行うときは、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録等することとした。

(6) 氏名又は名称を明らかにする措置（第 8 条関係）

ア 申請の場合は、電子署名又は識別符号及び暗証符号の入力とすることとした。

イ 処分通知等及び作成等の場合は、電子署名とすることとした。

2 施行期日

平成16年10月 1 日から施行することとした。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第71号）

1 規則の概要

市町村合併により、積雪荷重の表を改正することとした。（第11条の 3 関係）

2 施行期日

| 区 分 | 施行期日 |
|--|---------------|
| 安来市、広瀬町及び伯太町の合併による安来市の設置に係る改正規定 | 平成16年10月 1 日 |
| 江津市及び桜江町の合併による同町の江津市への編入に係る改正規定 | |
| 邑智町及び大和村の合併による美郷町の設置に係る改正規定 | |
| 羽須美村、瑞穂町及び石見町の合併による邑南町の設置に係る改正規定 | |
| 西郷町、布施村、五箇村及び都万村の合併による隠岐の島町の設置に係る改正規定 | 平成16年11月 1 日 |
| 益田市、美都町及び匹見町の合併による両町の益田市への編入に係る改正規定 | |
| 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村及び掛合町の合併による雲南市の設置に係る改正規定 | 平成17年 1 月 1 日 |
| 頓原町及び赤来町の合併による飯南町の設置に係る改正規定 | |
| 松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町及び八束町の合併による松江市の設置に係る改正規定 | 平成17年 3 月31日 |

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第68号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表保健所の部クリーニング業法の項第 1 号中「及び同条第 2 項」を「、同条第 2 項の規定による営業の届出及び同条第 3 項」に改める。

別表児童相談所の部児童福祉法の項第 1 号中「並びに同条第 6 項」を「、同条第 6 項」に改め、「保護受託者への委託」の次に「並びに同条第 9 項の規定による委託措置」を加え、同部児童虐待の防止等に関する法律の項第 2 号中「第11条第 2 項」を「第11条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第69号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成15年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第29条第 1 項の表隠岐支庁の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同条第 3 項の表隠岐支庁土木建築局隠岐空港管理所の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

第30条第 1 項の表松江総務事務所の項中「、能義郡」を削る。

第40条第 1 項の表松江健康福祉センターの項中「、能義郡」を削る。

第41条第 1 項の表東部福祉事務所の項中「、能義郡」を削り、同表隠岐福祉事務所の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

第42条第 1 項の表松江保健所の項中「、能義郡」を削り、同表隠岐保健所の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同条第 2 項の表松江保健所能義支所の項中「能義郡広瀬町」を「安来市」に改め、同条第 6 項の表中「能義支所

安来市及び能義郡の保健、医療及び環境に関すること。」を

「能義支所
安来市の保健、医療及び環境に関すること。」に改める。

第47条第 1 項の表中央児童相談所の項中「、能義郡」を削る。

第53条第 1 項の表松江知的障害者更生相談所の項中「、能義郡」を削る。

第57条第 1 項の表松江農林振興センターの項中「、能義郡」を削り、同条第 5 項の表松江農林振興センター農業普及部安来地域農業普及部の項中「、能義郡」を削る。

第65条第 1 項の表松江家畜保健衛生所の項中「、能義郡」を削り、同条第 3 項の表松江家畜保健衛生所隠岐支所の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

第71条第 1 項の表松江水産事務所の項中「、能義郡」を削る。

第85条第 1 項の表松江土木建築事務所の項中「、能義郡」を削り、同条第 3 項の表松江土木建築事務所広瀬土木事業所の項中「能義郡広瀬町」を「安来市」に改め、同条第 5 項の表松江土木建築事務所広瀬土木事業所の項中「能義郡広瀬町」を「安来市」に改め、同表中

| | | | |
|----------------|------------------|--------|---|
| 川本土木建築事務所工務部 | 川本土木建築事務所八戸ダム管理所 | 邑智郡桜江町 | を |
| 浜田土木建築事務所維持管理部 | 浜田土木建築事務所浜田ダム管理所 | 浜田市 | |
| | 浜田土木建築事務所浜田港湾管理所 | 浜田市 | |

| | | | |
|----------------|------------------|-----|-----------------|
| 浜田土木建築事務所維持管理部 | 浜田土木建築事務所八戸ダム管理所 | 江津市 | に改め、同条第 6 項の表維持 |
| | 浜田土木建築事務所浜田ダム管理所 | 浜田市 | |
| | 浜田土木建築事務所浜田港湾管理所 | 浜田市 | |

管理部の部中「及び川本土木建築事務所」を削る。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第70号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている手続等を島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年島根県条例第36号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第3条から第6条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 知事若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 次に掲げる電子証明書で知事等が情報技術利用条例第3条第1項に規定する知事等の使用に係る電子計算機から検証できるものをいう。
 - ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書
 - イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書
 - ウ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が定める電子証明書

(手続等の指定)

第3条 この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う手続等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の中欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる手続等とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他知事が定める事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能
 - (2) 知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続した際に知事等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能
- 2 前項の規定により申請等を行う者は、知事の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項又は電磁的記録に記録すべき事項を知事が別に定める場合を除き、前項に規定する電子計算機から入力して送信し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物

を提出しなければならない。

- 3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第 1 項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。
- 4 電子情報処理組織を使用して知事等が電子署名を要することとしている申請等を第 1 項の規定により行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信しなければならない。
- 5 電子情報処理組織を使用して知事等が識別符号及び暗証符号の入力を要することとしている申請等を第 1 項の規定により行う者は、これらの符号を同項に規定する電子計算機から入力しなければならない。
- 6 前項の規定による申請等を行う者は、当該申請等を行う者の氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を知事が指定する方法により届け出なければならない。ただし、既に識別符号の通知を受けている者については、この限りでない。
- 7 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、識別符号を付し、その符号を当該届出を行った者に通知するものとする。
- 8 前 2 項の規定により識別符号の通知を受けた者は、第 6 項の規定により届け出た事項その他知事が定める事項に変更があったとき、暗証符号を変更するとき、又は識別符号及び暗証符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、知事が指定する方法により届け出なければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 5 条 知事等は、情報通信技術利用条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 知事等は、前項に規定する場合のほか、処分通知等を受けるべき者が電子情報処理組織を使用した処分通知等を受けることを知事の定める方法により申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 知事等は、前 2 項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を情報通信技術利用条例第 4 条第 1 項に規定する知事等の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第 6 条 知事等は、情報通信技術利用条例第 5 条第 1 項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第 7 条 知事等は、情報通信技術利用条例第 6 条第 1 項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を当該知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第 8 条 情報通信技術利用条例第 3 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第 5 条第 2 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

2 情報通信技術利用条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術利用条例第 6 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子

署名とする。

(その他の手続等)

第9条 知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている手続等のうち情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

| 条 例 等 | 規 定 | 手 続 等 |
|----------------------------|---------|------------|
| 島根県漁港管理条例 (昭和34年島根県条例第26号) | 第15条第1項 | 入出港の届出 |
| | 第15条第2項 | 入出港の状況報告 |
| 島根県道路管理規則 (昭和53年島根県規則第10号) | 第3条第1項 | 承認工事の着手の届出 |
| | 第8条第1項 | 占用工事の着手の届出 |

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第71号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則 (昭和48年島根県規則第75号) の一部を次のように改正する。

第11条の3の表益田市の項を次のように改める。

| | | | | |
|-----|---------|------|-----|----------------------------------|
| 益田市 | 旧益田市の区域 | 0.55 | 7 | $(L - 7) \times 0.0036 + 0.55$ |
| | 旧美都町の区域 | 1.03 | 165 | $(L - 165) \times 0.0036 + 1.03$ |
| | 旧匹見町の区域 | 1.37 | 280 | $(L - 280) \times 0.0036 + 1.37$ |

第11条の3の表安来市の項及び江津市の項を次のように改める。

| | | | | |
|-----|---------|------|----|---------------------------------|
| 安来市 | 旧安来市の区域 | 0.52 | 1 | $(L - 1) \times 0.0036 + 0.52$ |
| | 旧広瀬町の区域 | 0.55 | 30 | $(L - 30) \times 0.0036 + 0.55$ |
| | 旧伯太町の区域 | 0.51 | 23 | $(L - 23) \times 0.0036 + 0.51$ |
| 江津市 | 旧江津市の区域 | 0.62 | 11 | $(L - 11) \times 0.0036 + 0.62$ |
| | 旧桜江町の区域 | 0.58 | 30 | $(L - 30) \times 0.0036 + 0.58$ |

第11条の3の表平田市の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|--|---------|------|----|---------------------------------|
| | 旧大東町の区域 | 0.60 | 50 | $(L - 50) \times 0.0036 + 0.60$ |
| | 旧加茂町の区域 | 0.62 | 39 | $(L - 39) \times 0.0036 + 0.62$ |

| | | | | |
|-----|----------|------|-----|----------------------------------|
| 雲南市 | 旧木次町の区域 | 0.57 | 40 | $(L - 40) \times 0.0036 + 0.57$ |
| | 旧三刀屋町の区域 | 0.59 | 45 | $(L - 45) \times 0.0036 + 0.59$ |
| | 旧吉田村の区域 | 1.67 | 370 | $(L - 370) \times 0.0036 + 1.67$ |
| | 旧掛合町の区域 | 1.15 | 215 | $(L - 215) \times 0.0036 + 1.15$ |

第11条の 3 の表鹿島町の項から美保関町の項まで、八雲村の項から伯太町の項まで及び大東町の項から掛合町の項まで

を削り、同表中 「 頓原町
赤来町 」 を 「 飯南町
旧頓原町の区域
旧赤来町の区域 」 に、

「 邑智町
大和村 」 を 「 美郷町
旧邑智町の区域
旧大和村の区域 」 に、

「 羽須美村
瑞穂町
石見町 」 を 「 邑南町
旧羽須美村の区域
旧瑞穂町の区域
旧石見町の区域 」 に改め、同表桜江町の項、美都町の

項、匹見町の項及び西郷町の項から都万村の項までを削り、同表に次のように加える。

| | | | | |
|-------|---------|------|----|---------------------------------|
| 隠岐の島町 | 旧西郷町の区域 | 1.00 | 26 | $(L - 26) \times 0.0036 + 1.00$ |
| | 旧布施村の区域 | 0.97 | 17 | $(L - 17) \times 0.0036 + 0.97$ |
| | 旧五箇村の区域 | 0.96 | 15 | $(L - 15) \times 0.0036 + 0.96$ |
| | 旧都万村の区域 | 0.97 | 18 | $(L - 18) \times 0.0036 + 0.97$ |

第11条の 3 の表の備考を次のように改める。

備考

- 1 L は建築場所の標高 (単位 メートル) を表すものとする。
- 2 旧市町村の区域は、安来市のうち旧安来市の区域、旧広瀬町の区域及び旧伯太町の区域、江津市のうち旧江津市の区域及び旧桜江町の区域、美郷町のうち旧邑智町の区域及び旧大和村の区域、邑南町のうち旧羽須美村の区域、旧瑞穂町の区域及び旧石見町の区域並びに隠岐の島町のうち旧西郷町の区域、旧布施村の区域、旧五箇村の区域及び旧都万村の区域は平成16年 9 月 30 日現在、益田市のうち旧益田市の区域、旧美都町の区域及び旧匹見町の区域並びに雲南市のうち旧大東町の区域、旧加茂町の区域、旧木次町の区域、旧三刀屋町の区域、旧吉田村の区域及び旧掛合町の区域は平成16年10月31日現在、飯南町のうち旧頓原町の区域及び旧赤来町の区域は平成16年 12 月 31 日現在のものである。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第11条の 3 の表安来市の項の改正規定、同表江津市の項の改正規定、同表広瀬町の項及び伯太町の項を削る改正規定、

同表中 「 邑智町
大和村 」 を 「 美郷町
旧邑智町の区域
旧大和村の区域 」 に、

「 羽須美村
瑞穂町
石見町 」 を 「 邑南町
旧羽須美村の区域
旧瑞穂町の区域
旧石見町の区域 」 に改める改正規定、同表桜江町の

項を削る改正規定、同表西郷町の項から都万村の項までを削る改正規定及び同表に隠岐の島町の項を加える改正規定

平成16年10月 1 日

- (2) 第11条の 3 の表益田市の項の改正規定、同表に雲南市の項を加える改正規定並びに同表大東町の項から掛合町の項までを削る改正規定、同表美都町の項及び匹見町の項を削る改正規定 平成16年11月 1 日

- (3) 第11条の 3 の表中

| |
|-----|
| 頓原町 |
| 赤来町 |

 を

| | |
|-----|---------|
| 飯南町 | 旧頓原町の区域 |
| | 旧赤来町の区域 |

 に改める改正

規定 平成17年 1 月 1 日

- (4) 第11条の 3 の表鹿島町の項から美保関町の項まで及び八雲村の項から八束町の項までを削る改正規定 平成17年 3 月31日